

旭川医科大学病院腫瘍センター運営委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐司

旭川医科大学病院腫瘍センター運営委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院腫瘍センター運営委員会規程（平成19年旭医大達第24号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 腫瘍センター長(2) 麻酔科蘇生科長(3) 放射線部長(4) 臨床研究支援センター長(5) 地域医療総合センター長(6) 緩和ケア診療部長(7) <u>患者総合サポートセンター長</u>(8) 外来化学療法センター長(9) 内科系診療科長のうちから 1人(10) 外科系診療科長のうちから 1人(11) 大学院博士課程小委員会委員のうちから 1人(12) 大学院修士課程小委員会委員のうちから 1人(13) 看護部長	<p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 腫瘍センター長(2) 麻酔科蘇生科長(3) 放射線部長(4) 臨床研究支援センター長(5) 地域医療総合センター長(6) 緩和ケア診療部長(7) <u>地域医療連携室長</u>(8) 外来化学療法センター長(9) 内科系診療科長のうちから 1人(10) 外科系診療科長のうちから 1人(11) 大学院博士課程小委員会委員のうちから 1人(12) 大学院修士課程小委員会委員のうちから 1人(13) 看護部長

(14) 事務局企画調整役（総務・教務担当）

(15) 事務局次長（病院担当）

(16) 経営企画課長

(17) 学生支援課長

(18) その他委員長が必要と認めた者

2 前項第9号から第12号まで及び第18号の委員は，病院長が委嘱する。

(略)

附 則

この規程は，令和6年5月21日から施行し，改正後の第3条第1項については，令和6年4月1日から適用する。

【改正理由】

地域医療連携室の改組に伴い，所要の改正を行うものである。

(14) 事務局企画調整役（総務・教務担当）

(15) 事務局次長（病院担当）

(16) 経営企画課長

(17) 学生支援課長

(18) その他委員長が必要と認めた者

2 前項第9号から第12号まで及び第18号の委員は，病院長が委嘱する。

(略)